（参考様式14）

他法令遵守に関する調書

① 法人の名称		
② 事業所の名称		
③ 住居の名称（GHの場合）		
④ 事業所の所在地		
⑤ 利用定員		
⑥ 他法令における必要な要件の確認・適合の状況	**建築基準法** 注意事項 ※1 新築・増築時に加え、既存建築物の用途を変更する場合においても、一定の規模以上の建物については確認申請が必要となる。 ※2 既存建築物については、建築基準法に基づく用途変更の確認申請を要しない場合であっても、排煙や構造など用途変更で準用される規定や現状の維持管理に不備がないか建築士の確認が必要となる。 ※3 不備等が確認された場合は、改修等を行い是正が必要となる。 ※4 用途地域の制限、用途変更の手続の有無等については、盛岡市建築指導課または民間確認検査機関に確認すること。	**建築基準法第6条の規定に基づく確認申請の有無** □ 有り 【 □ 新築 □ 増築 □ 用途変更 】 □ 無し **添付書類** 【 新築・増築 】 ※全て添付 □ 確認済証の写し □ 検査済証の写し 【 用途変更 】 ※全て添付 □ 確認済証の写し □ 工事完了届の写し 【 既存建築物で確認申請を要しない用途変更 】 ※全て添付 □ 既存建築物の確認済証の写し又は証明書 □ 既存建築物の検査済証の写し又は証明書 □ 建築基準法第12条第5項の報告の写し ※報告を要しない場合は不要 □ 不備がある場合、是正前・是正後が分かる写真 ※不備がない場合は不要 **建築基準法に係る用途地域の制限や用途変更の建築相談** □ 盛岡市 建築指導課 □ 民間確認検査機関 （機関名： ） 担当者名： 照会日 ： 年 月 日 照会方法：□ 来訪 □ 電話 □ FAX □ その他（ ） 電話番号：
	消防法 ※設備等に不備があった場合、指定申請受理時点には解決している必要がある。 ※事業者又は消防設備設置業者が消防署から指導を受けて、必要な設備設置工事や改修を行うことになるため、期間に余裕をもって対応すること。	□ 消防法に規定する設備等を備えている □ 消防法に規定する設備等が備わっていない 不備の内容： 現在の対応状況： 解決時期： 年 月 **添付書類** □ 防火対象物使用開始届書の写し □ 消防用設備等設置届の写し 照会先 ： 担当者名： 照会日 ： 年 月 日 照会方法：□ 来訪 □ 電話 □ FAX □ その他（ ） 電話番号：
	その他の法令等 **□ 該当有** **法令名等** **例）都市計画法** **食品衛生法 など**	□ 要件を満たしている □ 要件を満たしていない 不備の内容： 現在の対応状況： 解決時期： 年 月 照会先 ： 担当者名： 照会日 ： 年 月 日 照会方法：□ 来訪 □ 電話 □ FAX □ その他（ ） 電話番号：

- 共同生活援助事業所で住居が複数ある場合は、住居ごとに、調書の作成が必要です。
- 変更届により事業所所在地の変更、住居の追加等を行う場合も、必ず全ての要件を満たしてから届出を行ってください。
- 盛岡市で建築確認や完了検査の処理が行われた建築物の確認済証等の証明書について
 【問い合わせ】 盛岡市都市整備部建築指導課審査係 019-601-3182（直通） 盛岡市津志田14地割37-2 都南分庁舎2階
- 盛岡市以外で建築確認や完了検査の処理が行われた建築物の確認済証等の再交付について
 【問い合わせ】 建築確認済証や完了検査済証を交付した各民間確認検査機関にお問い合わせください。